

安城市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 7 号

安城市契約規則の一部を改正する規則

安城市契約規則（昭和 4 1 年安城市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
第 5 2 条第 1 項ただし書中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に、「8 0 万円」を
「1 5 0 万円」に改める。

別表 1 の項中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に、同表 2 の項中「8 0 万円」を
「1 5 0 万円」に、同表 3 の項中「4 0 万円」を「8 0 万円」に、同表 4 の項中「
3 0 万円」を「5 0 万円」に、同表 6 の項中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め
る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。